

生活に影響を来す懼れ見ざるに於ては、接交に
先般に協会の形を以て重要問題として自ら極秘に海
事特別委員会に附し審議中、報に於て七月付に
回答期、延期の方に入らざる。

左記

第一、職員が海難其他職務上、原因多し
一、死亡を以て協会の葬式料として給料三月分
及遺族手当として一年以内、初級者の特

予ハ給料ノ廿四ヶ月分以上（最低千二百円）以下
ノ場合）予ハ給料ニ初級者一年分以上又ハ其端數ヲ増
シ毎二四ヶ月分ヲ加フ

且、負傷を以て場合ハ、全治迄ノ治療看護費及帰
旅費、給料及在任後一ヶ月分給料ヲ支給シ又
其ノ結果不憚癩疾トナリ免場合ハ、例ニ
身支拂ヲ支給ス

ハ、船内所積品ヲ喪失シ免場合ハ、船中予ハ給料ヲ其物ニ比シ例ニ
カテ、前項ノ場合ハ、勿論ノ事又、勿論ノ事ニ免場合ハ、三ヶ

日分給料ノ治療看護費及帰旅費用給料ヲ支
給シ又、免場合ハ、不具癩疾トナリ免場合ハ、大